

調査結果の概要

- 平成29年度決算において、経営健全化方針策定通知に基づき、経営健全化方針の策定要件に該当する法人（以下「対象法人」という。）335法人^(※)のうち、策定済の法人は256法人（76.4%）、策定予定の法人は48法人（14.3%）、策定予定無しの法人が31法人（9.3%）となっています。

※複数団体で同一法人につき作成している場合は重複して計上。

- 策定予定の法人のうち、令和元年度中に策定予定の法人は47法人（14.0%）、令和2年度以降に策定予定の法人は1法人（0.3%）となっています。

- 策定予定無しの法人の主な未策定理由は、「平成30年度決算で策定要件対象外となることが確実」、「別途、経営の抜本的見直しを検討中」、「対象法人が係争中で、現時点で策定困難」等となっています。

表1 経営健全化方針の策定状況

(単位:法人数)

	①策定済 法人数(構成比)	②策定予定					③策定予定無し 法人数(構成比)	合計 法人数(構成比)
		令和元年度 上半期中 法人数(構成比)	令和元年度 下半期中 法人数(構成比)	令和元年度計 法人数(構成比)	令和2年度 以降 法人数(構成比)	小計 法人数(構成比)		
第三セクター	188 (75.5%)	23 (9.2%)	14 (5.6%)	37 (14.9%)	1 (0.4%)	38 (15.3%)	23 (9.2%)	249 (100.0%)
社団・財団法人	53 (86.9%)	4 (6.6%)	2 (3.3%)	6 (9.8%)	0 (0.0%)	6 (9.8%)	2 (3.3%)	61 (100.0%)
会社法人	135 (71.8%)	19 (10.1%)	12 (6.4%)	31 (16.5%)	1 (0.5%)	32 (17.0%)	21 (11.2%)	188 (100.0%)
地方三公社	68 (79.1%)	6 (7.0%)	4 (4.7%)	10 (11.6%)	0 (0.0%)	10 (11.6%)	8 (9.3%)	86 (100.0%)
地方住宅供給公社	6 (85.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	7 (100.0%)
地方道路公社	6 (54.5%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	0 (0.0%)	3 (27.3%)	2 (18.2%)	11 (100.0%)
土地開発公社	56 (82.4%)	3 (4.4%)	4 (5.9%)	7 (10.3%)	0 (0.0%)	7 (10.3%)	5 (7.4%)	68 (100.0%)
合計	256 (76.4%)	29 (8.7%)	18 (5.4%)	47 (14.0%)	1 (0.3%)	48 (14.3%)	31 (9.3%)	335 (100.0%)

※複数団体で同一法人につき作成している場合は、重複して計上。

(参考) 対象法人の健全化方針の策定要件該当状況

(単位:法人数)

	(1)債務超過法人	(2)実質的に債務超過である法人		(3)当該地方公共団体の標準財政規模に対する損失補償、債務保証及び短期貸付金の額の割合 ^(※1) が、実質赤字比率 ^(※2) 相当以上の法人	(4)その他、各地方公共団体において、経常収支など当該法人の経営状況を勘案し、経営健全化の取組が必要である法人	合計 法人数(構成比)	(参考) (1)~(4)の重複を除いた合計 法人数
	法人数(構成比)	①うち事業の内容に応じて資産を時価で評価した場合に債務超過になる法人 法人数(構成比)	②うち土地開発公社において、債務保証等の対象となっている保有期間が5年以上の土地の簿価総額が、当該地方公共団体の標準財政規模の10%以上である場合 法人数(構成比)	法人数(構成比)	法人数(構成比)		
第三セクター	169 (72.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (5.6%)	52 (22.2%)	234 (100.0%)	233
社団・財団法人	11 (23.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	11 (23.9%)	24 (52.2%)	46 (100.0%)	46
会社法人	158 (84.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.1%)	28 (14.9%)	188 (100.0%)	187
地方三公社	34 (31.5%)	2 (1.9%)	32 (29.6%)	36 (33.3%)	4 (3.7%)	108 (100.0%)	82
地方住宅供給公社	6 (85.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (14.3%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	7
地方道路公社	2 (28.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (71.4%)	0 (0.0%)	7 (100.0%)	7
土地開発公社	26 (27.7%)	2 (2.1%)	32 (34.0%)	30 (31.9%)	4 (4.3%)	94 (100.0%)	68
合計	203 (59.4%)	2 (0.6%)	32 (9.4%)	49 (14.3%)	56 (16.4%)	342 (100.0%)	315

(※1) (損失補償・債務保証付債務残高+短期貸付金)÷標準財政規模

(※2) 実質赤字の早期健全化基準…道府県3.75%(東京都5.47%)、市区町村11.25~15.00%

※複数要件に該当する場合は、重複して計上。

※複数団体で同一法人につき作成している場合は、重複を控除して計上。

※本調査の対象法人は、当該地方公共団体の出資割合が25%以上の法人、当該地方公共団体が損失補償等を行っている法人その他当該地方公共団体が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人のうち、表中の(1)から(4)までのいずれかに該当する法人である。

※法人の経営状況に関する数値は、平成29年度決算の数値(平成30年3月31日までに終了した会計年度の財務諸表の数値)である。